

令和 9 (2027) 年度科学研究費助成事業「特定奨励費」 事業計画調書等提出要領

令和 9 (2027) 年度科学研究費助成事業「特定奨励費」の事業計画調書等の提出期限・方法等については、以下のとおりとします。

1 特定奨励費の目的

特定奨励費は、学術研究諸団体に対し、当該団体が行う学術研究に関する事業に要する経費の一部について補助し、当該団体が行う事業の円滑な推進を図り、もって我が国の学術研究の振興に寄与することを目的とします。

2 対象となる研究事業

特定奨励費の対象となる研究事業は、次に掲げる事業とします。学術研究諸団体が団体として実施しようとするものに限り、「個人又は複数の研究者において競争的資金等を活用して行うべき研究」は対象としないものとします。

- (1) 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する事業
- (2) 長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行う事業であって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのあるもの

3 応募資格者

学術研究諸団体

学術研究諸団体（以下「団体」という。）とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）（以下「取扱規程」という。）第2条第1項第4号に定めるもののうち、一般社団法人又は一般財団法人をいう。

※応募を希望する団体は、取扱規程第2条第1項第4号に基づき、文部科学大臣から「研究機関」として指定を受けていることが必要です。指定を受けていない場合には、文部科学省研究振興局学術研究推進課指導・普及係までお問い合わせください。（03-5253-4111（内線：4095））

4 研究事業期間

1～3年間

5 科学研究費助成事業に関するルール

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）（補助金分）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30法律第179号）」、「取扱規程」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。

(1) 科研費の三つのルール

科研費には次の三つのルールがあります。

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール（文部科学省が作成する事業計画調書等提出要領）
- ② 評価ルール：審査（事前評価）・中間評価・事後評価に関するルール（科学研究費助成事業における評価に関する規程）
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール（補助条件）

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等で賄われていますので、科研費で購入した物品の共用を図るなど、科研費の効果的・効率的使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。さらに、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務等（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(3) 科研費の使用に当たっての留意点

応募に当たって研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して補助金を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、日本学術振興会を通じて手続を行うことで、文部科学大臣が財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

(4) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であった場合や、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

6 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和 3 年 12 月 17 日改正））は、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。

科研費を含む競争的研究費の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（下記参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的研究費担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的研究費に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究事業名についても不合理な重複に該当しないことが分かるように記入するなど、事業計画調書の作成に当たっては十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

- ② 他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、予算額、エフォート、研究費の応募・受入れに当たっての所属組織・役職等）について、事実と異なる記載をした場合、また、研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、団体に所属する研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に団体との共有が行われていないことが判明した場合、研究事業の不採択、採択取消又は減額配分とす

ることがあります。

- ③ 研究で使用している施設・設備等の受入状況や、その管理の状況について、研究者等に対して確認を求めることがあります。

不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(令和3年12月17日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。以下同じ。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。○実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して

同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分の割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

(2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。

- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
- ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行ったりするなど、偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給すること
- ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

- ① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間、科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究事業については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要(研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究事業、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を原則公表します。

また、科研費以外の競争的研究費(他府省所管分を含む。)等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的研究費(他府省所管分を含む。)

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

【交付しない期間の扱いについて】

不正使用、不正受給

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—		5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

1. 上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者

2. 上記Ⅳのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」）

不正行為

不正行為への関与に係る分類			学術的・社会的影響度 行為の悪質度	交付しない期間
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア」を除く）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
		当該論文等の責任著者以外の者		2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア」を除く）			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

※論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」）

- ② 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、他府省を含む他の競争的研究費等担当（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費等への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続研究課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

各ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

（参考）不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
- ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
- ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
- ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打合せをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。

注）事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、全て不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

- （3）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、団体は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）（以下「公的研究費ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要がある、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」により報告しなければなりません。

このため、「令和9（2027）年度特定奨励費に応募する団体」は、文部科学省ウェブページ「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく令和8年度「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について（通知）の提出方法や様式等に基づき、「体制整備等自己評価チェックリスト」を令和8（2026）年12月1日（火）までにe-Radを利用して文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室に提出してください。ただし、令和8（2026）年4月以降に別途、「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

なお、「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出がない場合には、当該団体への交付決定を行いません。

（※）e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

(「体制整備等自己評価チェックリスト」の様式・提出等について)

文部科学省 科学技術・学術政策局 参事官(研究環境担当) 付 競争的研究費調整室

電話：03-5253-4111(内線：3866, 3827)

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

(e-Radの利用について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-057-060(ナビダイヤル)

※ 電話受付時間：9:00～18:00(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

URL：<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

※ e-Radの利用可能時間：0:00～24:00(24時間365日稼働。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。)

(4)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、団体は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)(以下「研究不正行為ガイドライン」という。)の内容について遵守する必要がある、「研究不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出しなければなりません。

このため、「令和9(2027)年度特定奨励費に応募する団体」は、文部科学省ウェブページ「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(令和8年度版)の提出について(依頼)」の提出方法や様式等に基づき、「研究不正行為チェックリスト」を令和8(2026)年9月30日(水)までにe-Radを利用して文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付研究公正推進室に提出してください。ただし、令和8(2026)年4月以降に別途、「研究不正行為チェックリスト」を提出している場合には、今回、改めて提出する必要はありません。

なお、「研究不正行為チェックリスト」の提出がない場合には、当該団体への交付決定を行いません。

※「研究不正行為チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とはe-Radを使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、御注意ください。

(※) e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

(「研究不正行為チェックリスト」の様式・提出等について)

※「体制整備等自己評価チェックリスト」の問合せ先とは異なります。

文部科学省 科学技術・学術政策局 参事官(研究環境担当) 付 研究公正推進室

e-mail: jinken@mext.go.jp

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(e-Radの利用について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-057-060(ナビダイヤル)

※ 電話受付時間：9:00～18:00(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

URL：<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

※ e-Radの利用可能時間：0:00～24:00(24時間365日稼働。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。)

7. 科研費により得た研究成果の発信等について

科研費では研究成果を研究者や一般の方々に広く知っていただくため、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載し、公開しています。

なお、科研費においては、直接経費を使用して学術論文等による国際的な研究成果の発信はもとより、研究成果広報活動などのアウトリーチ活動もできますので、国際的な研究成果の発信とともに社会・国民への情報発信に努めてください。

研究成果の発信に当たっては、次の点についても、あらかじめ留意してください。

（1）科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。また、論文の Acknowledgement（謝辞）又は所定の箇所に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。その際、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12K34567.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP12K34567 の助成を受けたものです。

（2）公正で誠実な研究活動の実施について

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

なお、科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです

〈記載例〉

【英文】 Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, JSPS or MEXT.

【和文】 本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

（3）学術論文等のオープンアクセス化の推進について

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和7年度から新たに公募を行う科研費の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データは、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）」（以下「基本方針」という。）及び「学術論文等の即時 オープンアクセスの実現に向けた基本方針（統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定）」の実施に当たっての具体的方策（令和6年10月8日改正 関係府省申合せ）」（以下「具体的方策」という。）に従って、学術雑誌への掲載後、即時に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられています。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされています。

○科研費における論文のオープンアクセス化について（日本学術振興会ホームページ）

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/08_openaccess/index.html

（４）研究データマネジメントについて

日本学術振興会では、研究データの取扱いに関する方針を令和５年１０月２３日に制定・発表しました。本方針では、科研費を含む振興会が交付する研究資金で行われる研究活動の過程で生み出される研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついでには、科研費に採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行してください。なお、研究データの管理に当たっては、FAIR原則※に基づく「研究データ基盤システム」の管理基盤（GakuNin RDM）の使用を、本事業の趣旨や、日本学術振興会及び所属機関の規程等を踏まえ御検討ください。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、日本学術振興会で定めたメタデータを付与してください。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

（参考）用語補足

（※）FAIR原則・・・Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則。

研究機関では、管理・対象データの範囲や、それら研究データの公開・共有の基準等を定めたデータポリシーの策定や、研究者がデータポリシーに則って研究データマネジメントを実施するための環境や支援体制等の整備をお願いします。

また、本プランに基づき、科研費により生み出し公開された研究データに関する情報は、実績報告書又は実施状況報告書において文部科学省へ報告いただきます。

その他の詳細については交付内定時の通知等を確認してください。

○科研費における研究データの管理・利活用について（日本学術振興会ウェブページ）

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/10_datamanagement/index.html

８．研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、Ⅰ．科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために[第２版]－誠実な科学者の心得－」（特に、SectionⅠ 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

なお、交付申請時に、研究事業に従事する者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、書面で確認します。

日本学術会議 声明「科学者の行動規範－改訂版－」－抜粋－（平成25年（2013年）1月25日）

I. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

URL : <http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために〔第2版〕－誠実な科学者の心得－】

（日本語版（テキスト版））（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）

URL : <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

9. 研究倫理教育の受講等について

科研費により行われる事業に参画する代表者については、令和9(2027)年度科学研究費助成事業の新規事業課題の交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために〔第2版〕－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])」、APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)等)の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることが必要です。過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等について十分に確認してください。

また、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために〔第2版〕－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項についても、十分内容を理解し確認してください。

なお、代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、交付申請時に確認します。

10. 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことが

あります。

- 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

11. 安全保障貿易管理体制の整備について

令和7(2025)年度に助成を行う課題から、所属する研究者が外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)の輸出規制に当たる貨物・技術の提供を予定している場合、交付申請時に所属機関の安全保障貿易管理体制の有無について確認を行っております。研究機関は当該事務を適切に行うために必要な体制を整備し、e-Radの「研究機関情報」画面で安全保障貿易管理体制の整備状況を登録してください。

参考：(研究機関事務担当者向け資料) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）機能改修について
P.7

URL : https://www.e-rad.go.jp/dl_file/20240131_ReleaseForJimuBuntansha.pdf

12. 経費

(1) 対象となる経費

当該研究事業の実施に必要な経費が対象となります。

なお、経費のうち、「物品費」、「旅費」、「人件費・謝金」、「その他」の対象となる経費については、次表を参考にしてください。

費 目	概 要
物品費	物品を購入するための経費
旅 費	団体の代表者、研究事業に従事する研究者及び補助者（以下「研究事業に従事する者」という。）、その他研究事業に協力をする者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）等
人件費・謝金	当該研究事業に従事するために雇用された者に係る報酬、賃金、給与のための経費、研究事業への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、及び労働者派遣業者への支払いのための経費等
その他	上記のほか当該研究事業を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（学術研究諸団体の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る。）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、児童生徒を含む一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費、パイアウト経費）等

（２）対象とならない経費

当該研究事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は対象となりません。

- ① 建物等の施設に関する経費（補助金により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く）
- ③ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

13. 応募の制限

同一の団体は、複数の研究事業に応募できません。

14. 応募書類の作成

応募書類には、「事業計画調書」、「学術研究諸団体概要」及び「研究資金の獲得状況」があります。

（１）事業計画調書

補助を受けようとする研究事業の計画（目的、計画、組織、応募経費、研究事業の効果等）を記入するものです。

研究事業を行う組織は、「団体の代表者」のほか、「研究責任者」、「研究者」及び「補助者」により構成されます。

科研費等に関する不正な使用等を行い、科研費の交付対象から除外されている研究者については、「研究責任者」、「研究者」又は「補助者」となることは認められません。

（２）学術研究諸団体概要

応募する学術研究諸団体の概要（所在地、設立年月日、沿革、規模等）を作成してください。

（３）研究資金の獲得状況

「特定奨励費」以外の競争的資金等について作成してください。

15. 応募方法

(1) 応募書類

応 募 書 類	提 出 方 法
①特定奨励費事業計画調書	電子媒体により下記提出先へ アップロード
②学術研究諸団体概要	

(注)

- ・ wordファイル (①及び②) 並びにPDFファイル (①及び②を一つのファイルにまとめたもの) により提出してください。
- ・ ファイルサイズ上限は一ファイル当たり 5MBとします。
- ・ 提出書類の不達を防ぐため、応募書類の提出後、下記連絡先までメールにて御連絡ください。

(2) 提出期限

令和 8 (2026) 年 11 月 2 日 (月) 午後 4 時 30 分 (厳守)

※いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出してください。

※応募書類の提出後に、事業計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

(3) 提出・連絡先

文部科学省研究振興局学術研究推進課専門職付

(〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番地 2 号)

電話: 03-5232-4111 (代表) (内線: 4088)

e-mail: gakukaken@mext.go.jp

提出先URL: <https://mext.ent.box.com/f/3593c21dca2e40f6b7c7a88c2a2afe9d>

16. 審査の方法・着目点等

特定奨励費の審査基準など、「評価ルール」(「科学研究費助成事業における評価に関する規程」(平成14年11月12日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定))の詳細は、文部科学省科学研究費助成事業ホームページ(URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/20230317-mxt_kouhou02-1.pdf)で確認してください。

17. その他留意事項

本補助金に応募した団体で、本補助金の交付申請までに応募資格を喪失した団体に対しては、交付を行いません。

18. 関連する留意事項等

1 研究設備・機器の共用促進について

「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）では、「若手も含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、全国の研究大学等において、地域性や組織の強み・特色等も踏まえ、研究開発マネジメント人材及び技術職員を含めたコアファシリティを戦略的に整備する。研究設備・機器の管理を個人から組織に転換することで、持続的に研究基盤を維持・強化し、全国の研究者の研究設備等へのアクセスを確保する。」「あわせて、競争的研究費における機器購入に際し、所属機関や資金配分機関において重複確認を行うなど、その使途を機器の購入から利用料金への計上にシフトしていく。競争的研究費で整備した設備・機器を公共財として適切に管理することとし、例えば、取得金額が1,000万円以上の汎用性を有する研究設備・機器については、当該研究に支障がない限り、所属機関の内外への共用を促進する。」こととされています。これを踏まえ、研究費の効率的な使用や設備の共用を促進するため、科研費の直接経費を使用して購入した研究設備・機器のうち、使用ルールで定めた条件を満たすものについて、研究機関の内外への共用に努めてください。特に、当該研究設備・機器を検索システム等に登録することにより、研究機関内外に対して可視化するようにしてください。詳細は「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）及び科研費使用ルール（補助条件及び交付条件等）を参照してください。

- 「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/7honbun.pdf>

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

（令和3年3月5日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（令和5年5月24日改正）

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

- 研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン（令和4年3月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）

URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00004.html

- 「大学連携研究設備ネットワーク」

URL: <https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 先端研究基盤共用促進事業

URL: <https://www.jst.go.jp/shincho/program/index.html>

- 先端研究基盤刷新事業(EPOCH)

URL: <https://www.jst.go.jp/program/epoch/about.html>

2 社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。科研費に採択され、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、学術変革領域研究（A）の中間・事後評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

3 ライフサイエンス分野のデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて（中間とりまとめ）」（令和6年7月31日）では、ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、科研費での研究により新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収載されるデータについては、ライフサイエンス研究における共用・利活用を促進するため、以下の統合的なツールへの登録・公開に御協力をお願いします。

○構築した公開用データベースの概要

Integbio データベースカタログ（URL：<https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/>）

○構築した公開用データベースの収録データ

生命科学系データベース アーカイブ（URL：<https://dbarchive.biosciencedbc.jp/>）

○塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般

NBDC ヒトデータベース（URL：<https://humandbs.dbcls.jp/>）

○「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて（中間とりまとめ）」

（令和6年7月31日 文部科学省科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会）

URL：https://www.mext.go.jp/content/20240822-mxt_life-000037460_2.pdf

4 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト（Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology）は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成24（2012）年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点として IBBP センター（URL：<https://ibbp.nibb.ac.jp>）が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBP で保管可能な生物遺伝資源は、増殖（増幅）や凍結保存が可能なサンプル（植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの）で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

5 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、本事業の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

ついては、科研費で開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託※いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているリソースについては、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

6 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関が科研費による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の二つから成り立っています。

特に、貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となりますので留意してください。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。科研費を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は科研費の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
URL : <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
URL : <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
URL : <https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
URL : <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

7 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳
(外務省告示第 463 号 (平成 28 年 12 月 9 日発行))
URL : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

8 博士課程学生の処遇の改善について

「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 8 年 3 月 27 日閣議決定)において、社会の多様な場で活躍することができる博士人材の更なる輩出と活躍促進は急務とされ、「多様な財源を活用した博士後期課程学生への給与の支給により研究者としての雇用を進める」等とされています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、R A を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、R A に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業において、成果の公開に必要な博士課程学生を R A 等として雇用する場合、民間や海外研究機関と比較して魅力的な処遇・待遇になるよう留意しつつ、各研究機関の定める基準により、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

また、学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを十分考慮してください。

9 URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 8 年 3 月 27 日閣議決定)において、URA 等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、組織として一括してマネジメントするとともに、これらの人材のキャリアパスを確立する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究開発マネジメント人材やエンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」(令和 7 年 6 月科学技術・学術審議会人材委員会)において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等の研究開発マネジメント人材が科研費の研究プログラムの研究開発マネジメントに従事する場合、研究機関におかれては科研費に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5 年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該研究開発マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、必要な研修へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- 「研究開発マネジメント人材人事制度等に関するガイドライン」(令和 7 年 6 月科学技術・学術審議会人材委員会)

URL : https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kiban03-000043445-02.pdf

10 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定）」や「第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究支援体制・環境整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、生物学的性（セックス）や社会的・文化的性（ジェンダー）等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

また、日本学術振興会では、学術の振興のため、多様な人材が自らの能力を発揮し、活躍できる環境づくりが重要であることから、日本学術振興会では、令和5(2023)年9月に「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」を策定し、学術分野における男女共同参画を推進しております。

その一環として、研究とライフイベントの両立など、すべての研究者の多様なキャリアを応援することを目的としたウェブサイト「CHEERS!」（チアーズ）（URL：<https://cheers.jsps.go.jp/>）をオープンしました。今後、「CHEERS!」を通じて、研究と育児の両立等に役立つ情報の発信を行うとともに、研究者相互のネットワークづくりのための取組等を積極的に進めて参りますので、是非御活用ください。

11 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示71号。以下「基本指針」という。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3Rの原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。科研費に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。

○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示71号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

12 技術職員の活躍促進について

我が国の科学技術イノベーション創出に向けては、研究大学等の技術職員が研究者と協働する高度専門人材として、我が国の研究基盤の向上に向けて果敢に取り組んでいくことが重要です。このため、研究大学等が、機関の研究戦略と連動させて、技術職員の活躍を促進するためのガイドラインとして、「技術職員の人事制度等に関するガイドライン」（令和8年3月、科学技術・学術審議会人材委員会決定）が策定されました。

本ガイドラインでは、技術職員を個別の研究室や研究プロジェクトにおける補助的存在ではなく、研究者や研究開発マネジメント人材、事務職員等と研究大学等の研究開発を推進する高度専門人材として位置づけています。そして、技術職員がこうした高度専門人材として活躍していくためには、技術職員の組織的・戦略的マネジメントや人事制度の構築、高度専門人材としての育成、組織体制の強化に向けた財源確保が必要であることを示しています。

本ガイドラインを踏まえ、以下についての積極的な取組をお願いします。

技術職員が期待される役割を十分に担い、活躍していくためには、技術職員と協働する多様なステークホルダーの理解が不可欠です。例えば、研究プロジェクトを進める際に、技術職員の高度な技術的知見を必要とする場合には、技術支援への対価を適切に評価した上で、その人件費等を直接経費として計上するなど、技術系部門の体制整備等の促進に努めてください。

技術職員が高度専門人材として活躍していくためには、継続的な技術研鑽により、その技能を維持・向上していくことが求められます。このため、技術職員の業務エフォートの一定割合を技術研鑽に充てることや、研究者や企業との研究活動への参画、学会や外部研修への参加を認め、その有する技能の向上を図ることに努めてください。